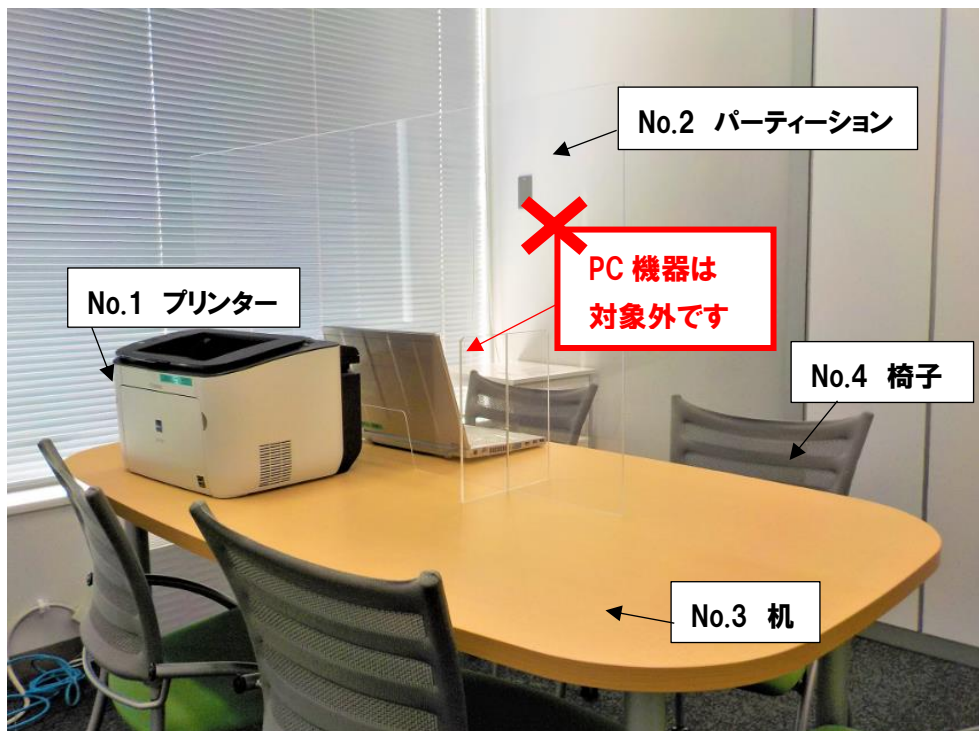


助成対象となる消耗品類の例



No.1 プリンター【〇〇-0000(シリアルナンバー)】

No.2 パーティション

No.3 机

No.4 椅子

申請にあたっての注意事項

申請には、購入した物品がわかる写真や工事着工前と完成後の写真が必要となります。

特に工事着工前の写真については忘れずに撮影しておいてください。

- ・上記例の通り、対象となる物品・箇所に支給申請書の経費物品内訳に記載した番号を記載してください。
- ・プリンターやWi-Fi ルーター機器類はシリアルナンバーがわかるものを提出してください。
- ・同一の物品を複数購入した場合、個数が写真で確認できる必要があります。
(例: 椅子を4脚購入した場合、4脚がすべて確認できる写真)

※審査段階で写真による確認が難しい場合は、追加で代替書類を求める場合があります。